

協会けんぽ 北海道支部からのお知らせ

職場の皆様で回覧をお願いします。

令和5年

1月号



令和5年度 協会けんぽの健康診断のご案内

令和5年度の協会けんぽの健康診断をご案内いたします。協会けんぽでは、年度内お一人さま1回に限り、健診費用の補助を行っています。健康診断を受け、健康状態の把握や病気の早期発見・早期治療で健康維持につなげましょう！

35歳～74歳のお勤めの方対象 生活習慣病予防健診

令和5年度の 健診費用がお得に！

令和5年度からは、健診費用の約7割を協会けんぽが補助し、皆さまのご負担金額が約4割から約3割に軽減されます。



検査内容が 充実しています！

労働安全衛生法による定期健康診断の検査項目に加え、5種類のがん検診（肺がん、大腸がん、胃がん、乳がん、子宮頸がん検診）もごぞいます。



無料の健康サポートが 受けられます！

生活習慣病のリスク数に応じて生活習慣の改善の必要な方が対象です。



事業主さまへ

ご案内パンフレットと令和5年度の健診対象者一覧は、令和5年3月中旬頃に事業所さま宛に送付いたします。

情報提供サービス

健診対象者一覧については、協会けんぽのホームページの情報提供サービス（事業主さま向け）を利用して、CSV形式でダウンロードすることもできます。（ご利用いただくためには、事前に申請が必要です。）

対象者の確認や支店管理に活用いただける便利なサービスです。



情報提供サービスの詳細▶

健診受診方法 簡単2STEP

1 受診したい健診実施機関へ電話で予約



2 健診を受ける
〈持ち物〉・保険証・健診費用・検査キット類

40歳～74歳のご家族の方対象 特定健診

健診費用の一部を 協会けんぽが補助！

約8,000円の健診が680円以下で受けられます！
※ご負担いただく金額は、健診実施機関により異なります。



【無料特定健診】 「特定健診プラス」など、 選べる受診方法！

「特定健診プラス」では、特定健診にプラスして、生活習慣病予防健診と同じ検査項目を受けられます。



無料の健康サポートが 受けられます！

生活習慣病のリスク数に応じて生活習慣の改善の必要な方が対象です。



ご案内パンフレットと受診に必要な受診券は、令和5年4月上旬頃にお勤めの方のご住所宛に送付いたします。

詳細はこちら▶



扶養のご家族に、ぜひ協会けんぽの健診が受けられることをお知らせください！



インセンティブ制度 令和3年度結果について

「インセンティブ制度」とは、5つの評価指標に基づき 47 都道府県支部単位で順位づけし、上位 23 支部（※）の保険料率を引き下げる制度です。（※）令和 4 年度実績分から上位 15 支部に変更になります。

この度、令和 3 年度の数値に基づいた北海道支部の実績（確定値）が出ましたのでお知らせいたします。

5つの評価指標

1. 健診の受診率

44 位
47.3%

2. 健康サポート （特定保健指導）の 実施率

44 位
11.6%

3. 健康サポート （特定保健指導） 対象者の減少率

29 位
34.5%

4. 要治療者の 医療機関受診率

27 位
9.7%

5. ジェネリック 医薬品の 使用割合

14 位
82.3%

北海道支部の
総合順位

42 位



北海道支部は健診の受診率と健康サポートの実施率が低い状況です。皆さま一人ひとりがインセンティブ制度の評価指標を実施いただくことで、保険料率の低減や健康保持につながります。ご理解とご協力をお願いいたします。



事業主の皆さまにお願いしたい取り組み

- ・お勤めの方は、**協会けんぽのお得な生活習慣病予防健診**をご利用ください。
- ・生活習慣病予防健診を利用せず、定期健康診断（事業者健診）を実施される場合は、健診結果を協会けんぽにご提供ください。

提供方法

- ・協会けんぽへ「**同意書**」を提出
- or
- ・協会けんぽへ「**定期健康診断の結果データの写し**」を提出

詳細はこちら▶



健診を受けるだけで終わらず、健診結果の提供をお願いいたします。



- ・事業所で健康サポートを受けられるよう、面談場所の確保などの環境整備にご協力願います。オンライン（Zoom）による面談も実施しています。
- ・「要治療者（再検査含む）」の判定を受けた従業員の方に、医療機関への受診を促してください。

「ジェネリック医薬品」に関するお知らせをお送りします

お薬代の負担軽減が図られるほか、健康保険財政の改善にもつながることから、協会けんぽでは、「ジェネリック医薬品」の普及を推進しています。その一環として「ジェネリック医薬品軽減額通知」をお送りいたします。

内容

ジェネリック医薬品に切り替えた場合の、1ヶ月分の自己負担軽減可能額等をお知らせするもの

※ジェネリック医薬品軽減額通知サービスは、ジェネリック医薬品への変更を強制するものではありません。
※お薬の効能が異なるときや在庫がないなどの理由で、ジェネリック医薬品に切り替えることができない場合もございます。

送付対象者

- ・主に生活習慣病や慢性疾患等、一般的に長期間服用される先発医薬品を服用されている方
 - ・ジェネリック医薬品へ変更した場合にお薬代が一定以上軽減される方
- ※すべての加入者さまに通知されるものではありません。

発送時期

令和5年2月下旬送付予定

※加入者（被保険者）さまのご住所へ直接お送りします。



発行元

 **全国健康保険協会 北海道支部**
協会けんぽ

〒001-8511 札幌市北区北10条西3丁目23-1
THE PEAK SAPPORO 3階
TEL (011) 726-0352 (代表)



令和5年1月より、各種申請書（届出書）の様式を変更します。

令和5年1月以降は、新様式の申請書（届出書）でご提出いただけますようお願いいたします。

